

～ 佐野市有害鳥獣被害対策協議会からのお知らせ ～

クマ等対策 未利用果樹伐採事業補助金

集落内の未利用果樹の伐採費用を補助します

未利用となった柿や栗等の果樹を伐採し、クマ等をよせつけないようにしましょう

事業の概要

山と隣接する地域内に、柿や栗などの果樹が放置又は収穫されないでいると、餌を求めてクマなどがそこに出没するようになります。
「木が大きすぎて管理できない」、「管理する人がいない」などの理由で未利用となった果樹は、クマなどの出没を誘引することとなり早期に伐採することが求められますので、その伐採に伴う経費の一部を補助します。



申請前に職員が現地を確認し、手続きのご案内をしますので、
まずは協議会事務局（農山村振興課）にご相談ください。

未利用果樹とは

柿や栗などの果実を放置又は収穫していない果樹のことをいいます。これらは、鳥獣に食べられても「被害」と感じない果樹等ですが格好の餌であり、未利用果樹が集落内に存在すると、クマなどを引き寄せる原因（誘因）となります。集落の中に食べ物があると学習した鳥獣は、集落自体を餌場と認識するようになります。安全な集落環境を確保するためにも未利用果樹は伐採し、食用とする果樹は幹にトタンを巻くなど適切な管理が望まれます。



補助の内容

- ◆申請できる方（補助対象者）
未利用果樹の所有者又は自治会などの団体
- ◆補助の対象なる経費
業者等に委託した伐採費及び処分費など
- ◆補助金額
5万円を限度とし、対象経費の3分の2以内（ただし千円未満の端数は切り捨て）
※予算の範囲内で補助します。



◆受付期間◆
6/1～12/31

よくあるご質問(Q & A)

No.	質 問	答 え
1	個人でも申請できますか	この事業は安全な集落環境を確保することが目的ですので、個人や自治会等の団体で申請ができます。
2	事前に伐採した場合も対象になりますか	協議会が補助金の交付決定を行う前に実施したものは対象外です。
3	補助の上限はありますか	5万円を上限とし、対象経費の3分の2を補助します。ただし、予算の範囲内とします。
4	伐採の単価は決まっていますか	地形や隣接する建物等の状況により一概には単価は出せないため、業者の見積等を参考にしてください。
5	どのような業者に委託すればよいですか	市内の森林組合、シルバー人材センター、造園業者、建設業者等安全に樹木を伐採できる業者を選定してください。
6	見積りは1者のみでよいですか	必ず2者以上で見積合わせを行ってください。
7	自身で伐採する場合の経費は補助の対象となりますか	自身で伐採する場合は事業の対象外となります
8	地主が集落にいない場合や空き家土地に未利用果樹がある場合はどうすればよいですか	自治会等が所有者に対し伐採の必要性について説明していただき必ず同意を得てください。
9	木の所有者が不明の場合はどうすればよいですか	伐採に係るトラブル等が無いよう、自治会等の責任の下で実施してください。
10	伐採木の処分費用は経費に含まれますか	対象経費に含まれますが、敷地内に存置しても差し支えありません。
11	伐採木を販売する場合はどうなりますか	伐採木を販売する場合は、補助対象外とします。
12	食用として果樹を残したい場合はどうしたらよいですか	収穫できる高さに剪定し、幹にトタン等を巻いてクマ等が登れないようにした上で管理をしてください。

お問い合わせ先

佐野市有害鳥獣被害対策協議会 事務局
 佐野市農山村振興課 鳥獣害対策係
 電話番号 61-1163(直通)
 ファックス 61-1142(代表)

果樹を残す場合は
トタンで防除を！

